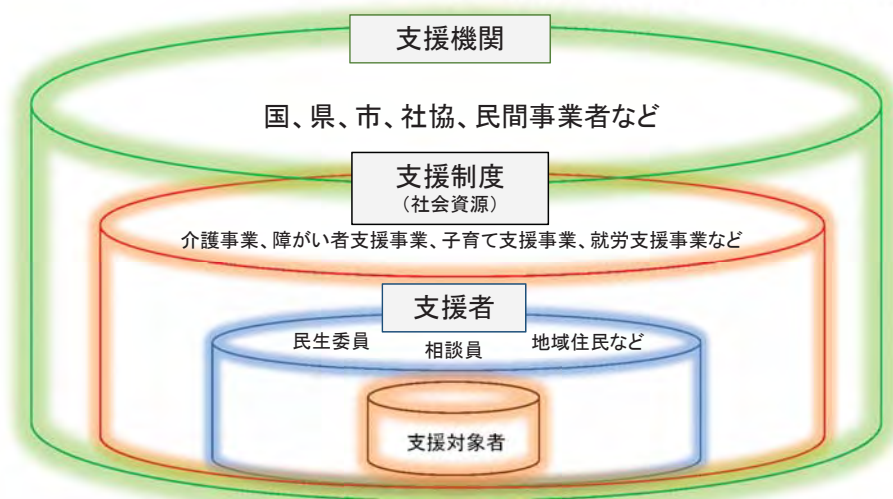


# 重層的支援体制整備事業 実施計画(案)



## 重層的支援とは？

支援の対象者(高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等福祉課題を抱えた人や世帯)を、人や制度、機関が幾層にも重なって連携しながら支援することをいう。

令和6年1月31日 地域福祉計画推進委員会 資料  
医療福祉部社会福祉課

 目次

## 1章 計画概要

- ・目指すゴール……4
- ・位置づけ・期間・策定体制・視点……5
- ・必要な背景……6
- ・福祉行政のこれまでとこれから……7
- ・事業イメージ……8

## 2章 準備事業の検証

- ・検討経過……10～11
- ・事業(I～V)ごとの効果測定……12～27

## 3章 事業計画

- ・取り組みの前提(縦割りの打破)……29～30
- ・事業の内容……31～36
- ・支援会議と重層的支援会議……37～39
- ・デジタルの可能性……40



## 1章 計画概要



### 目指すゴールは「地域共生社会づくり」

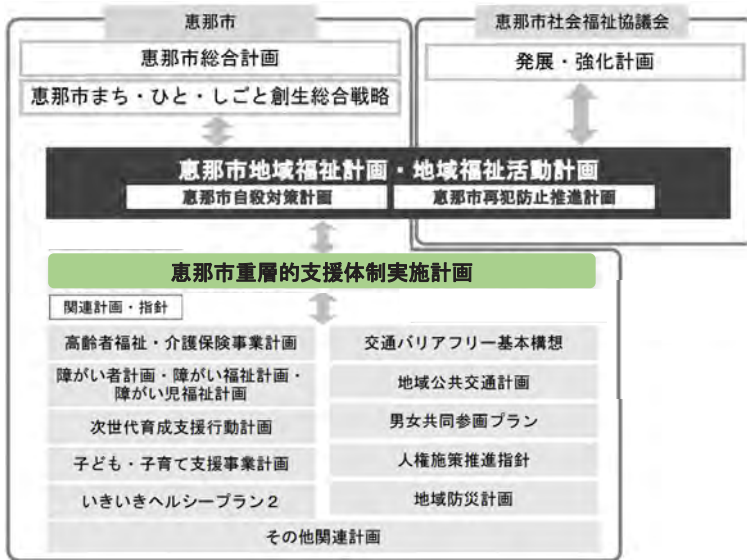
◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**





# 計画の位置づけ・期間・策定体制・視点

## 計画の位置づけ



## 計画の期間

令和6年4月から令和10年3月の4年間  
 ※現行地域福祉計画の終期に合わせる。

## 計画の策定及び進行管理体制

社会福祉課(福祉企画室)が事務局となり、ミーティングメンバー会議・部課長会議での検討を経て、恵那市地域福祉計画推進委員会に助言を求めるなど、PDCAサイクルによる策定・進行管理を行う。

## 持続可能な開発目標の視点

本計画の推進にあたっては、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」を踏まえ事業を展開します。



# 重層的支援体制が必要な背景

- ◆高齢、障害、児童等の各分野ごとの相談体制では対応困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立(時には排除)しているケースなどを確実に支援につなげる。かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援に必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような仕組みづくりを行う。
- ◆既存の相談支援機関を活用し、これらの機関が連携する体制づくりを行う。

## できていること

- ・相談先がわかっている課題  
 例)子育て、障害、介護、生活困窮
- ・自ら相談に行ける  
 例)総合相談窓口、民生児童委員

## できていないこと

- ・世帯の複合課題  
 例)8050問題、ダブルケア
- ・制度の狭間  
 例)ひきこもり、依存症
- ・自ら相談に行けない  
 例)孤立、見ないふり(地域力脆弱)

## 参考:重層的支援体制整備事業に取り組んでいる県内市町村

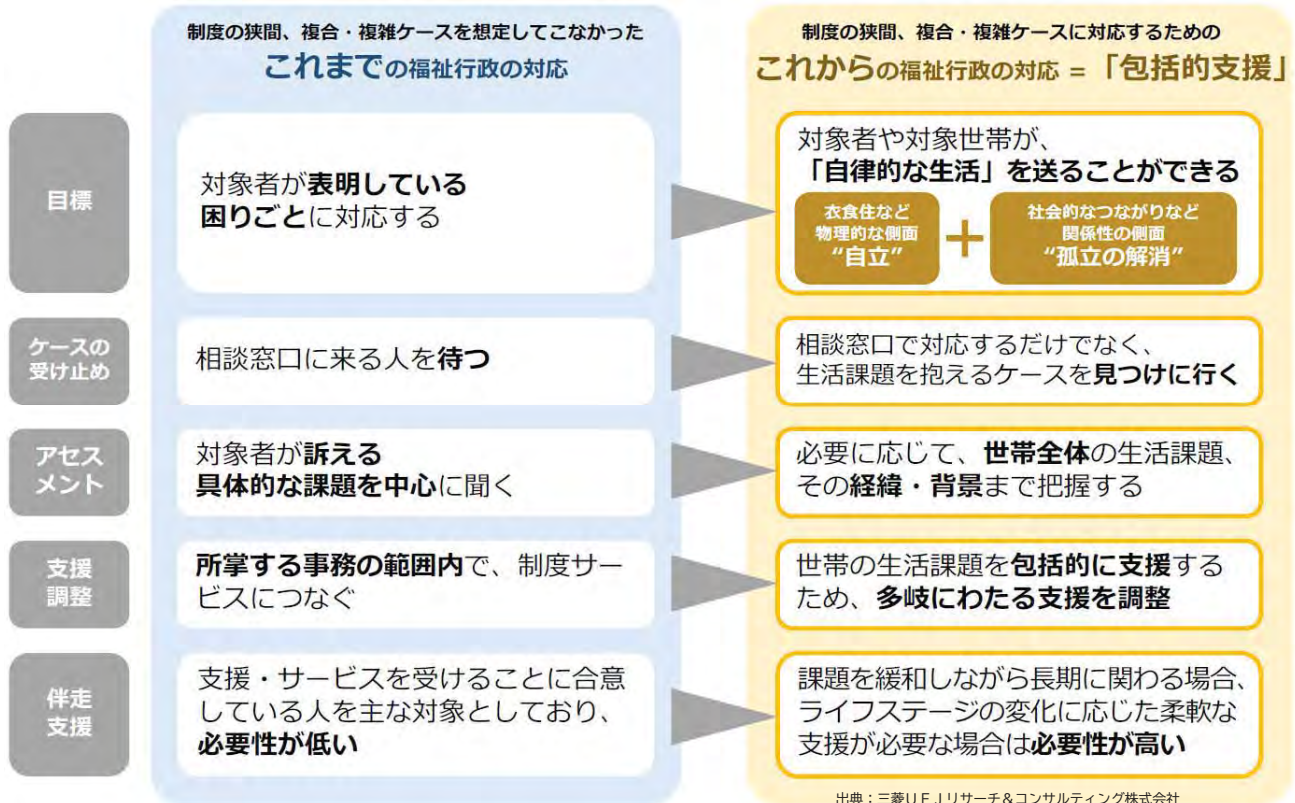
- ・令和5年4月から 岐阜市、関市
- ・令和6年4月から(予定) 恵那市、大垣市、美濃加茂市、海津市







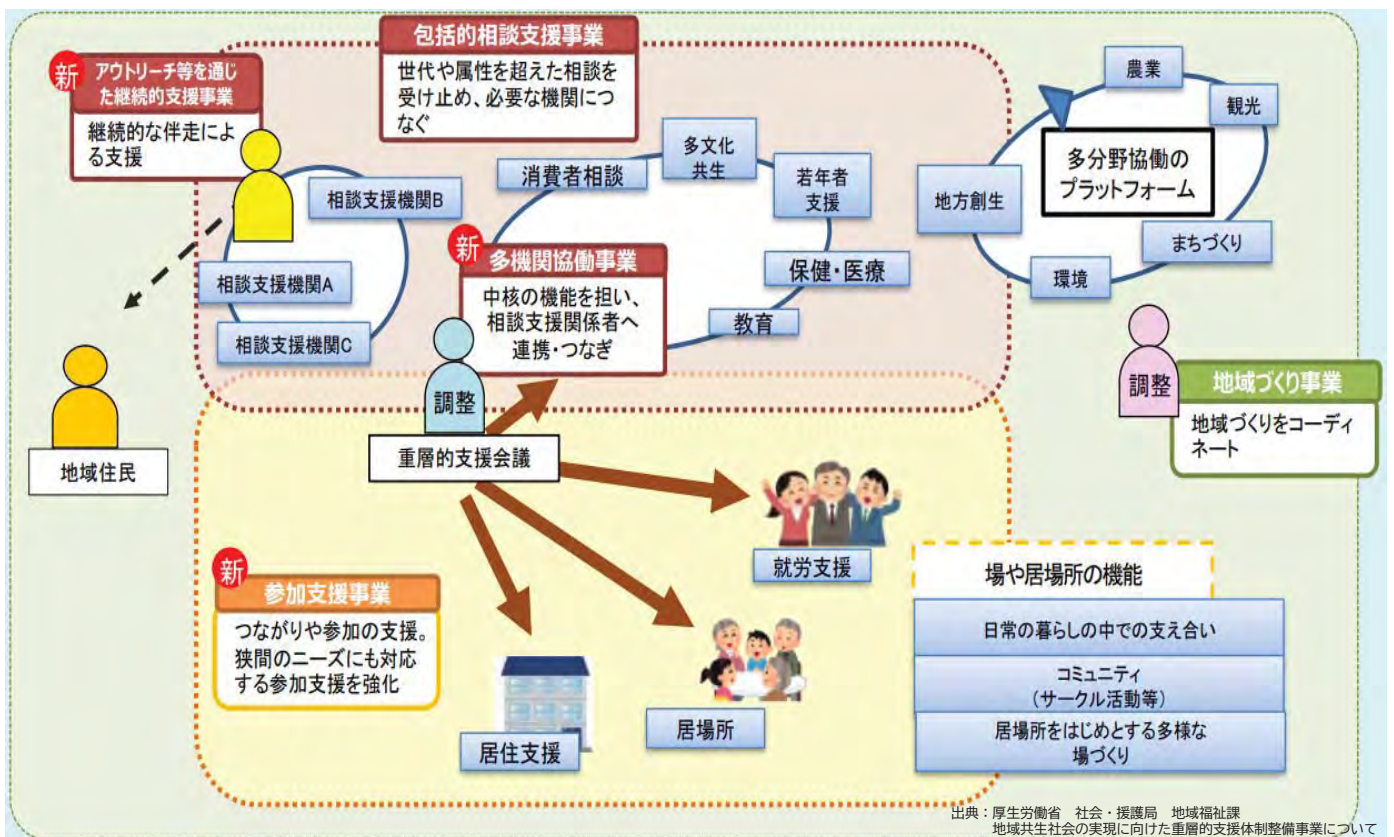
# 福祉行政のこれまでとこれから



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 重層的支援体制整備事業を検討することになった人に向けたガイドブック



# 重層的支援体制整備事業（全体）



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業について





## 2章 準備事業の検証



### 重層的支援体制整備の検討経過(R4)

#### 令和4年度

- R4.4 重層とは(事例から学ぶ)講師:臼井潤一郎氏
- R4.5 重層的支援体制実施計画(素案)検討
- R4.5～**継続** 社協幹部ミーティング 毎月開催
- R4.7 調整事項(スケジュール、既存事業棚卸し、役割、計画)打合せ
- R4.8 臼井氏と打合せ(人材育成、社協育成、指揮命令権限)
- R4.10 重層的支援体制実施計画(案)打合せ(新規事業留保、既存事業で)
- R4.10 臼井氏と打合せ(相談体制の統合、コントロールできる事務職)
- R4.10 相談窓口統合部内打合せ(窓口統合、人材育成、指揮命令権限)
- R4.11 市民福祉委員会勉強会(坂井市視察を受け、市民周知、教育連携)
- R4.12～**継続** ミーティングメンバー会議(係長)毎月開催(事業・調整・相談)
- R5.3 3月議会西尾市議一般質問(担当部署の設置をR5検討と答弁)





# 重層的支援体制整備の検討経過(R5)

## 令和5年度

R5.5～ 民生委員相談連絡シート開始

R5.4～ ミーティングメンバー会議 毎月開催(重層計画修正、保健師との連携、マンパワー不足、重層アウトリーチ、R6予算構成、連携会議ガイドライン)

R5.7 市民福祉委員会勉強会(八尾市視察前の現状説明)

R5.7～**継続** 関係部課長会議 毎月開催(重層計画、進捗状況共有、八尾市視察報告、新組織体制検討)

R5.7～ 13地区地域福祉懇談会(重層的支援体制整備について啓発)

R5.9～**継続** 社協会議(市社協、社会福祉課、臼井氏) **※委託仕様協議**

R5.12 市社協による先進社協(関市・豊田市)視察

R5.12.27 調整会議で重層的支援体制整備事業実施計画案説明

R6.1.31 恵那市地域福祉計画推進委員会で計画案協議

R6.2.13 市議会全員協議会で計画案説明 R6.2.26～3.25パブコメ

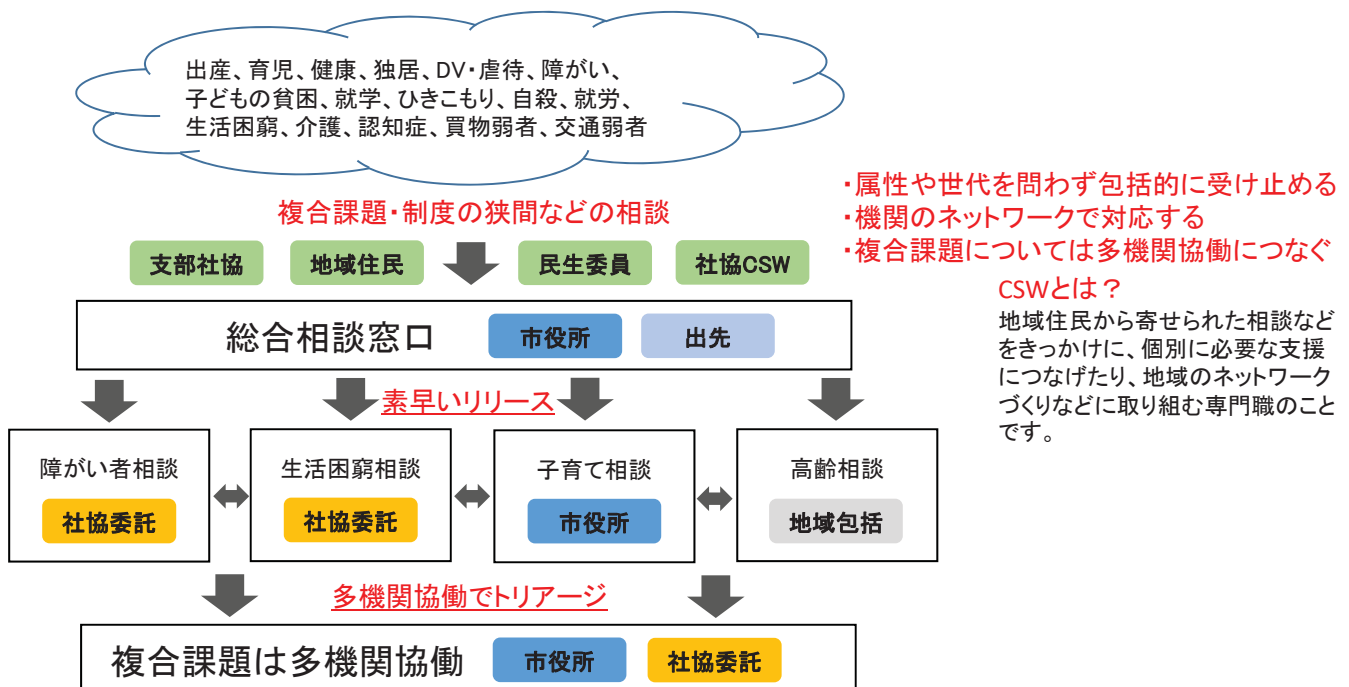
R6.3.31 計画確定 R6.4～**重層的支援体制整備事業本格スタート**



## I 包括的相談支援とは

### I 身近な場所(小学校区程度)で分野を超えた相談に応じること

→包括的相談支援事業(法第106条の4第2項第1号) **※継続事業を連携**







## I 包括的相談支援 準備状況

- ・総合相談窓口(断らない相談窓口) R2.4～  
実績: R5=延1,149件 R4=延1,450件 R3=延1,429件 R2=延1,068件
- ・相談付き居場所開設 R3.4～  
居dokoroカフェ(明智町)  
R5～ひきこもり支援ステーショントモニコ(岩村町)
- ・民生委員相談連絡シート  
R5.4～ 実績:25件
- ・児童相談、教育相談との連携  
R4.8.26～要対協に総合相談参加、R4.9.9恵那特支訪問、R5.5.12、R6.1.12  
高校・福祉合同研修、R5.6.7～SOSの出し方出前授業(岩邑中・山岡中)
- ・総合相談体制(専門職の窓口統合と人材育成)の検討  
R4.10.3アドバイザー指摘、R4.10.4、R4.10.25部内打合せ R4.12.22社協  
打合せ



## I 包括的相談支援 効果測定と課題

- ・総合相談窓口(断らない相談窓口) R2.4～ 方向性=見直して継続  
相談件数が増加傾向、8050等複合ケースの相談増  
総合相談担当がケースを抱えてしまう → 多く・長く抱えないへ
- ・相談付き居場所開設 R3.4～ 方向性=整理  
居dokoroカフェ(明智町) → 利用者少ない  
R5～ひきこもり支援ステーショントモニコ(岩村町) → 利用者多い
- ・民生委員相談連絡シート 方向性=継続  
基本的な相談経路の確保と双方向管理
- ・児童相談、教育相談との連携 方向性=継続  
18歳の壁があり、切れ目ない支援に対する取組として重要
- ・総合相談体制(専門職の窓口統合と人材育成)の検討 方向性=継続  
R6.4～こども家庭センターとの連携





## Ⅱ 参加支援とは

### Ⅱ 孤立から社会とのつながりを作ること

→参加支援事業(法第106条の4第2項第2号) **※新規事業**



- ・意図的に社会とのつながりづくり
- ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチング
- ・本人への定着支援と受け入れ先の支援
- ・個別支援

出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課  
重層的支援体制整備事業における各事業の支援フロー

15



恵那市医療福祉部社会福祉課



## Ⅱ 参加支援 準備状況

### ・参加支援事業 R3.4～

再掲)専任(社協職員1名)の配置 社協 委託 9,900千円(R5)に含む

### ・若者就労出張相談(岐阜県若サポステ) R3.4～

市単上乗せ (通称)えなスタ NPO法人ICDS 委託 442千円(R5)

毎木 13～17時 R5=延144件 R4=延281件 R3=延95件

### ・ひきこもり支援ステーション事業 R5.4～

トモニコ (NPO)くわのみ 委託 1,910千円(R5) 月～金 10～15時

R5=相談 延153件 居場所 延143件

### ・個別支援型参加支援モデル事業 R5.6～

カフェたからばこ(中津川市) 都度委託 給料を受け取るまでの就労支援

R5=1件

16



恵那市医療福祉部社会福祉課





## Ⅱ 参加支援 効果測定と課題

### ・参加支援事業 R3.4～ 方向性＝充実

受託範囲の事前調整不足で業務範囲が不明確のまま  
個別支援のためのプラン作成ができていない  
若者以外へのマッチング先が少ない

### ・若者就労出張相談(岐阜県若サポステ) R3.4～ 方向性＝継続

認知度も高く、利用希望者やリピーターも多い

### ・ひきこもり支援ステーション事業 R5.4～ 方向性＝継続

トモニコ ピア相談員によるカウンセリング、青年部活動など活発な動き

### ・個別支援型参加支援モデル事業 R5.6～ 方向性＝拡充

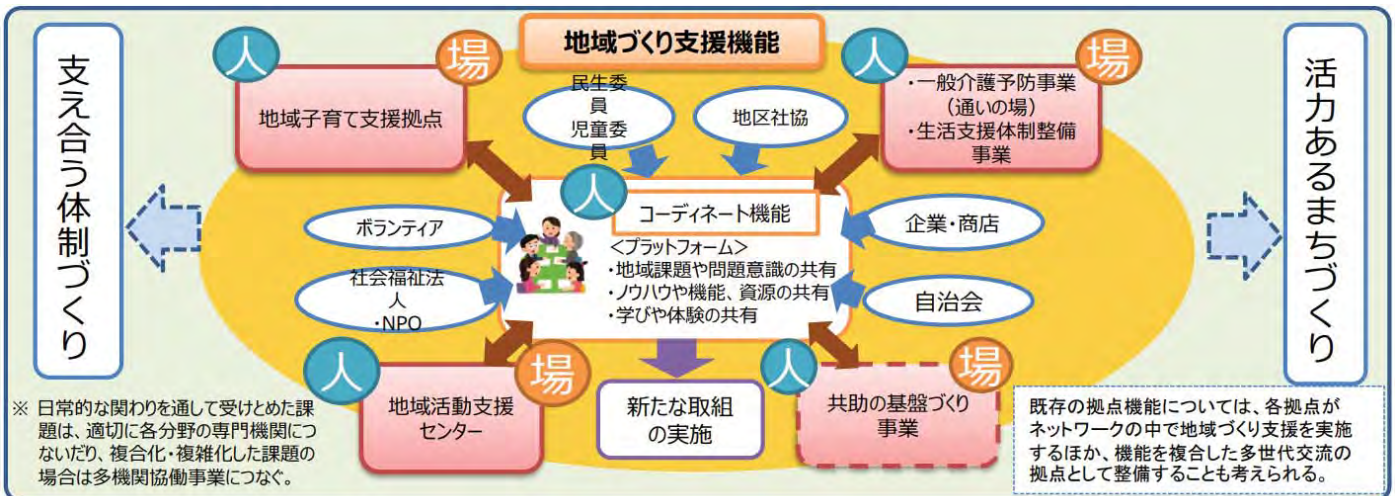
就労や参加機会のチャンネルを広げていく



## Ⅲ 地域づくりとは

### Ⅲ 地域福祉への新たなアプローチ

→地域づくり事業(法第106条の4第2項第3号) ※継続事業を連携



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課  
重層的支援体制整備事業における各事業の支援フロー

- ・世代や属性を超えた居場所づくり
- ・交流・参加・学びから個別の活動をコーディネート
- ・地域福祉力の形成や地域活動の活性化





## Ⅲ地域づくり 準備状況1

### ・地域づくり事業 R4.4～

CSW(社協職員1名)の配置 社協 委託 4,500千円(R5)

地域福祉懇談会、団体活動支援(みさと愛の会ほか)、社協エリア会議

### ・地域福祉計画と地域福祉懇談会

R5.3地域福祉計画策定

13地域の地域福祉懇談会の実施(社協)

### ・単位民児協や自治区ケア会議への参加

13地域の民児協・自治区ケア会議を包括職員が事務

### ・市福祉部局・社協との幹部ミーティング R4.5～

毎月1回 幹部間で地域共生社会づくりへの意見交換・事業研究を行うもの

### ・恵那市社会福祉法人等連絡会(事務局:社協) R4.12～

フードバンクキャンペーン、ワーキングチーム設置



## Ⅲ地域づくり 準備状況2

### ・居場所づくり事業 R3.4～

①居dokoroカフェ (株)朋優 委託 1,980千円(R5)

月～金 9～17時 R5=相談22件 利用300人 R4=相談60件 利用438人

毎月連絡会 地域ボランティアが週1参加、地域サロン活動

②極楽食堂 (一社)えな健幸生活支援隊 委託 792千円(R5)

月火金土日 10～15時 R5=359件(一般含む) R4=415件(一般含む)

③えこなセカンドホーム(R5～) NPOふれあいの家 委託 1,980千円(R5)

火～土 10～15時 R5=40件 ひとり親サロン、フードロス併設

R5.9.12居場所職員スキルアップ研修交流会(江畑慎吾准教授)

### ・講演会、ワークショップ、啓発の実施

R4.7.23にじパレ不登校講演会、R4.9.23ひきこもりUX会議、地域資源パンフ、

R4.12.23・24心育てワークショップ、R5.8.12ネイチャーゲーム講座、

R5.7.27～12.19地域福祉懇談会で重層事業説明





# Ⅲ 地域づくり 効果測定と課題

- ・地域づくり事業 R4.4～ 方向性＝業務を見直し  
地域福祉活動計画の進行管理に特化していく
- ・地域福祉計画と地域福祉懇談会 方向性＝地域ケア会議との合体検討  
同じメンバーで似た会議→プラットフォームのたな卸しと効率化が必要
- ・単位民児協や自治区ケア会議への参加 方向性＝地区担当制の見直し  
高齢部門以外の関係性構築や包括職員の負担感解消が必要
- ・市・社協幹部ミーティング R4.5～ 方向性＝担当レベルミーティングも  
情報共有会議に留まっている。財政・人材育成・委託内容の調整機能
- ・恵那市社会福祉法人等連絡会(事務局:社協) R4.12～ 方向性＝充実  
フードバンクキャンペーン、ワーキングチーム設置
- ・居場所づくり事業 R3.4～ 方向性＝仕切り直し  
周知不足利用者少、精神対応などスタッフスキル不足
- ・講演会、ワークショップ、啓発の実施 方向性＝充実  
総合相談窓口の認知度:知らない人60% 地道な啓発が必要

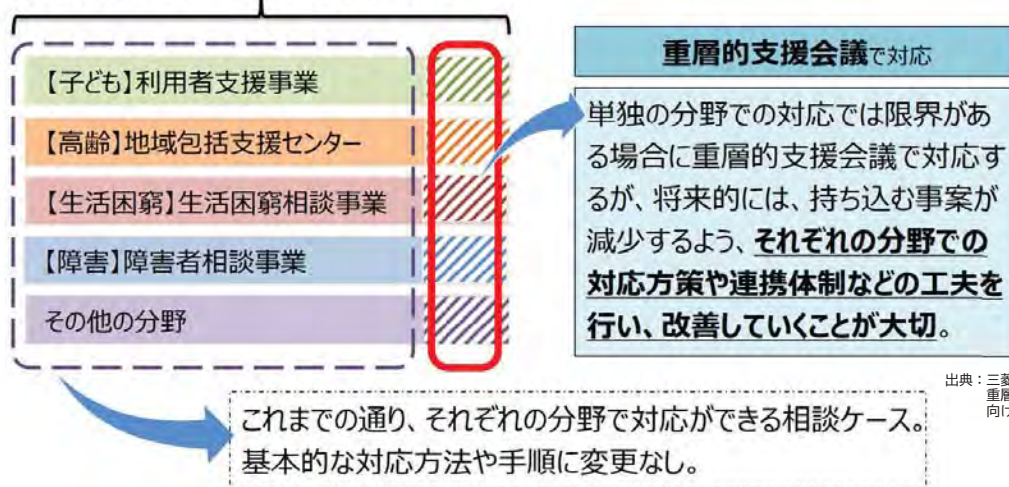


# Ⅳ 多機関協働とは

## Ⅳ 関係機関が協働して課題を解決する体制をつくること

→多機関協働事業(法第106条の4第2項第5号) ※新規事業

各分野別の相談拠点で受け付ける全相談



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 重層的支援体制整備事業に関わるようになった人に向けたガイドブック

- ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割
- ・支援関係機関の役割分担を図る
- ・顔の見える関係性の構築







## IV 多機関協働 準備状況

### ・多機関協働事業 R3.4～

専任(社協職員1名)の配置 社協 委託 9,900千円(R5)

複合課題ケース R5＝延197件 終結36件 R4＝延138件 終結37件

R3＝延175件 終結40件

R5～保健師連携、精神ケース定例会議(病院・警察・保健)開始

### ・福祉連携会議(法に基づく支援会議として位置づけ) R1.8～

毎月第4火曜開催 臼井アドバイザー 委託799千円(R5) 毎月出席

R5～大湫病院相談員参加開始

### ・多機関(各課、社協)参加による顔の見える福祉勉強会 R2.9～

毎月第4火曜夜開催 R5＝延145名 R4＝延193名 R3＝延208名

講師＝臼井アドバイザー テーマは社協と市との連携、重層課題WSなど



## IV 多機関協働 効果測定と課題

### ・多機関協働事業 R3.4～ 方向性＝社協受託範囲の拡充

受託範囲の事前調整不足で業務範囲が不明確のまま

個別支援のためのプラン作成ができていない

複数機関を集めた個別ケース会議のトリアージを社協に任せる

### ・福祉連携会議(法に基づく支援会議)R1.8～ 方向性＝会議内容を見直し

ケース数が多すぎて無駄が多く、押し付け合いになってしまう

ケース数を絞り中身の濃い会議としていく

できていないことだけでなく、できていることの確認をすることも重要

### ・多機関(各課、社協)による福祉勉強会R2.9～ 方向性＝枠組みを広げ継続

参加者がマンネリ化、教育、地域、民間事業所など枠組みを広げても

初任、中堅など階層を分けた講座も





# V アウトリーチ支援とは

## V 支援の届かない人に支援を届ける体制をつくること

→アウトリーチ支援事業(法第106条の4第2項第4号) **※新規事業**

相談窓口で待っているだけでは支援が届かない人へ、  
支援を届けるためのプロセス



- ・支援が届いていない人に支援を届ける
- ・ネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける
- ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点

支援が届かない人を「発見」し、その人の生活を支援するため  
に必要な社会資源やサービスにつなぐための入り口をつくる  
総合的なケアマネジメントの過程



# V アウトリーチ支援 準備状況

## ・アウトリーチ支援事業の実施 R4.4～

会計年度任用職員(週4)1名雇用

(一社)セカンドベース東濃委託 2,343千円(R5)

## ・アウトリーチ訪問実績

会計年度任用職員と委託先

R5=289件(直営114件・委託175件) R4=238件(直営152件・委託86件)

## ・その他の取組

支援調整定例会の開催(毎月)、

ケアマネ連絡会への参加、居場所やサロンへの訪問、

R5～単位民児協への参加など





# V アウトリーチ支援 効果測定と課題

## ・アウトリーチ支援事業の実施 R4.4～ 方向性＝社協委託へ

重層(ひきこもりも対象)と生活困窮(プラン必要)のアウトリーチは違う  
会計年度任用職員や受託先は何をどこまでやればいいのか迷っている  
本人に会う前の丁寧な事前調整が必要  
個別支援のためのプラン作成ができていない  
地域の実情を知る社協が受託すべきでは？

## ・アウトリーチ訪問実績 方向性＝意図のある伴走型支援へ

本当の意味での伴走型支援ができていますか？



## 重層的支援体制整備事業実施計画

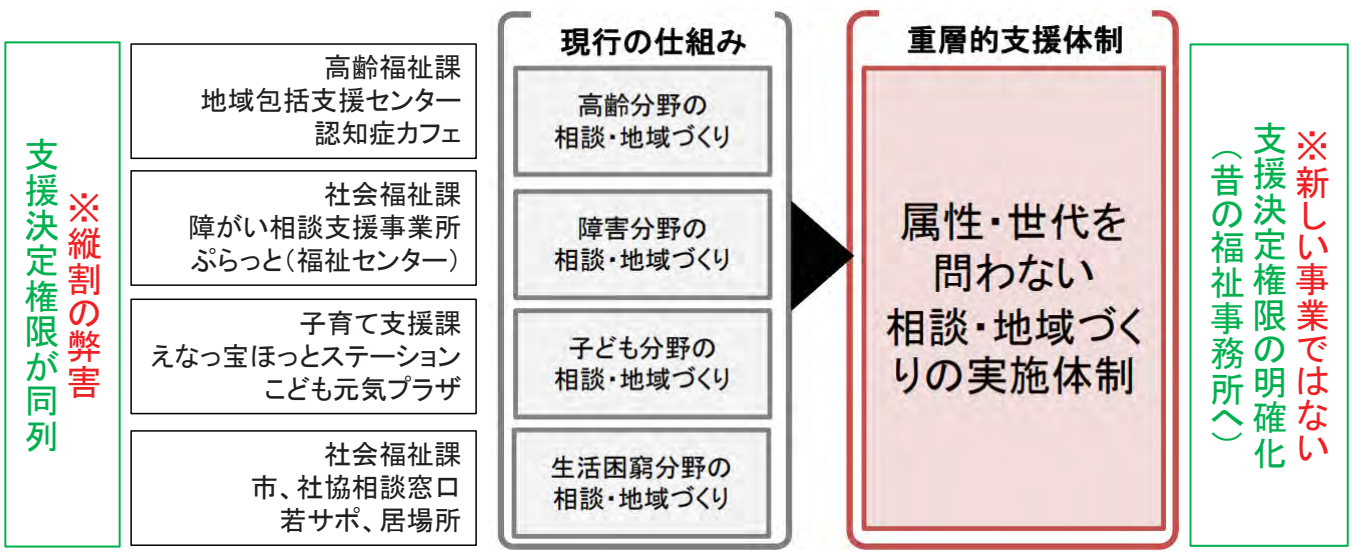
### 3章 事業計画





# 取り組みの前提（まずは縦割りの打破から）

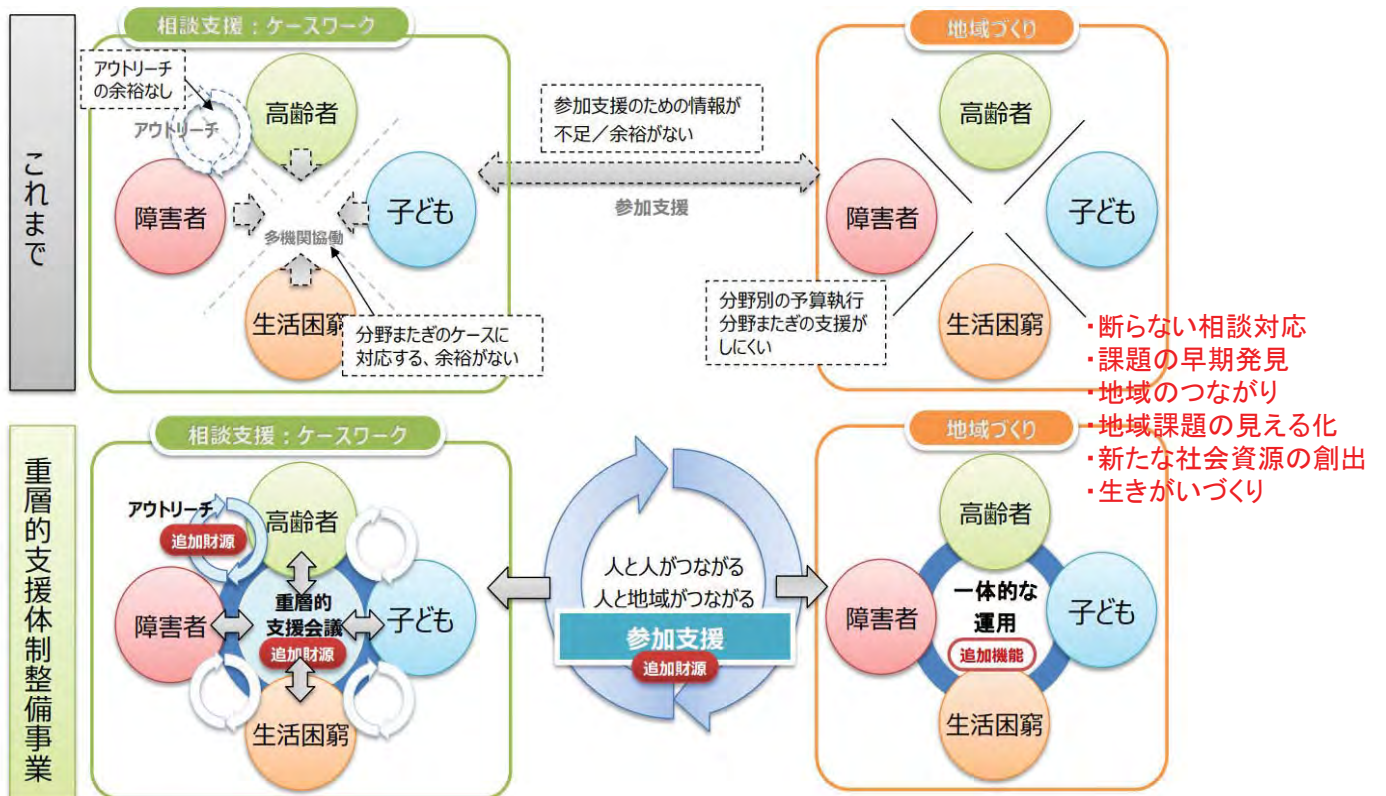
縦割りが過ぎると、部署間の連携コストは高くなる



～マネジメント機能のある相談窓口の重層化へ～



# 重層的支援でできるようになること



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 重層的支援体制整備事業に関わった人に向けたガイドブック





# 実施する事業

## 重層的支援体制整備事業とは（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新	
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新	出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）
第6号	支援プランの作成（※）	新	



## I 包括的相談支援事業（継続事業充実）



相談者の属性や世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、関係支援機関との連携、つながりを行います。さらに複雑化・複合化した相談は、多機関協働事業につながります。従来の分野ごとの主体（相談窓口）を維持しつつ、必要に応じて適切な相談支援機関につなぐ「基本型」を採用します。

事業	分野	内容	実施体制
地域包括支援センター事業	高齢	高齢者に対し、総合相談支援、包括的継続的ケアマネジメント、権利擁護等の支援を実施します。	高齢福祉課（直営） 恵那・恵南
基幹相談支援センター事業	障害	障がい者等に対し、障がいの種別に関わらず、総合的・専門的な相談や情報提供・助言、既存の障害福祉サービス事業所等との連携調整などを行います。	社会福祉課（委託） 恵那たんぼぼ地域療育支援センター
充こども家庭センター事業	子育て	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行い、母子保健、児童福祉両部門の連携、協働を深め、虐待への予防的対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、相談支援体制の強化を図ります。	子育て支援課（直営） えなっ宝ほっとステーション
生活・就労サポートセンター事業	生活困窮	生活困窮者に対し、複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、相談を受け付けます。	社会福祉課（委託） 恵那市社会福祉協議会
福祉総合相談事業	全て	高齢、子育て、障がい、生活困窮等、属性を問わずすべての相談に対応し、各相談支援機関へ確実につなげます。	福祉企画室（直営） 福祉総合相談窓口
福祉なんでも相談事業	全て	地域の身近な相談窓口として、生活の中のさまざまな問題や悩みごとなどの相談に応じています。	社協（直営） 福祉なんでも相談







## Ⅱ 参加支援事業 (新規事業)



高齢・障がい・子育て・生活困窮・総合相談の各相談窓口及び社協が相談者の困りごとや課題などを的確に把握し、地域の社会資源とのマッチングを行います。また、既存の支援事業で対応できない場合は必要なメニューが創出される体制を整備します。

事業	分野	内容	実施体制
新参加支援事業	全て	狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域社会資源とのマッチングと社会参加に向けた支援のためのメニュー作りを行います。	福祉企画室(委託) 恵那市社会福祉協議会
新個別支援型参加支援事業	全て	課題を抱える当事者の事例に合わせて、その課題を解決しうる地域資源につないだり、新たな居場所を作ります。	福祉企画室(直営/委託) 恵那市社会福祉協議会

【参考】関連事業

事業	分野	内容	実施体制
若者サポートステーション事業	若者	働くことに踏み出したい若者と向き合い、就労・定着するまでをサポートします。	岐阜県、福祉企画室(委託) NPO法人ICDS
ひきこもり支援ステーション事業	生活困窮	ひきこもりに特化した相談支援、居場所づくり、ネットワークづくりを行います。	福祉企画室(委託) NPO法人くわのみ



## Ⅲ 地域づくり事業 (継続事業充実)



高齢・障がい・子育て・生活困窮など地域づくりに関する従来の事業や取り組みを生かしながら、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場づくりや、人と人、人と居場所などをつなぎ合わせて地域内で必要な支援が受けられる環境を整備します。また、有償ボランティア型の事業実施などの手法を検討していきます。

事業	分野	内容	実施体制
地域介護予防活動支援事業	高齢	介護予防リーダーが地域の高齢者が利用しやすい集いの場を立ち上げるための支援を行います。	高齢福祉課(直営) 高齢者サロン他
生活支援体制整備事業	高齢	第1層・第2層協議体を設置し、住民主体で包括的に地域課題を把握し、解決を試みる体制を構築します。	高齢福祉課(直営/委託) 自治区ケア会議、生活支援コーディネーター
地域活動支援センター事業	障害	障がいのある人が通い、創作的活動や生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。	社会福祉課(委託) ホーリークロスセンター
子育て支援拠点事業	子育て	子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整えるため、いつでも気軽に寄れる親子の交流の場としての子育て支援拠点を開設します。	子育て支援課(直営) こども元気プラザ 8子育て支援センター
共助の基盤づくり事業	生活困窮	ニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行います。	福祉企画室(委託) 恵那市社会福祉協議会
充地域の支え合い活動応援事業	全て	「無理のない持続可能な仕組み」の構築を図るため、「ちょいボラ」活動に応じた有償支援を検討します。	高齢福祉課(直営) 自治区交付金の検討
充地区担当制の見直しと地区担当会議	全て	単位民児協、地域福祉懇談会、自治区ケア会議など地域づくりに向けた地区担当を市職員で配置します。	福祉企画室(直営) 13地区担当会議







## IV 多機関協働事業 (新規事業)



複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を果たすものであり、多機関協働事業は主に支援者を支援する役割を担います。

事業	分野	内容	実施体制
支援会議(福祉連携会議) ※本人同意不要	全て	地域で困りごとを抱えているが、相談までつながないケースの情報共有を行い、支援方針を共有するための会議を開催します。	福祉企画室(委託) 恵那市社会福祉協議会
新重層的支援会議(プラン決定) ※本人同意要	全て	支援会議で話し合ったケースの支援プランの適切性の協議、終結時等の評価を行います。また、社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討を合わせて行います。	福祉企画室(委託) 恵那市社会福祉協議会
顔の見える福祉勉強会	全て	多職種の専門職が勉強会を通して互いに「顔の見える関係」を作り、スキルアップを図ります。	福祉企画室(委託) 恵那市社会福祉協議会 臼井福祉総合研究所
庁内検討会議	全て	ミーティングメンバー会議(係長級)、部課長会議を随時開催し、事業の推進に関する各種調整を行います。	福祉企画室(直営) 医療福祉部各課
市福祉部局と社協との定例ミーティング	全て	市福祉部局と受託者である社協との間で、幹部クラス・担当クラスの定期ミーティングにて情報共有・意見交換・事業研究を行います。	福祉企画室(直営) 医療福祉部各課



## V アウトリーチ支援事業 (新規事業)



必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、支援関係機関や地域の関係者との連携を通じた情報収集を行い、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりを行い、必要な支援につなげます。

事業	分野	内容	実施体制
新アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	全て	社協が持っている地域とのつながりや強みを活かし、潜在的ニーズの把握や支援のつなぎを届ける伴走型の支援を行います。	福祉企画室(委託) 恵那市社会福祉協議会

### 【参考】関連事業

事業	分野	内容	実施体制
生活困窮者へのアウトリーチによる自立相談支援強化事業	生活困窮	社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする生活困窮者に対し、アウトリーチ支援により自立支援を強化します。	福祉企画室(委託) セカンドベース東濃





# 支援会議と重層的支援会議の違い

## 支援会議（第106条の6）

- 支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものである。
- 支援会議の構成員の役割は、次のとおり。
  - ・ 気になる事案の情報提供・情報共有
  - ・ 見守りと支援方針の理解
  - ・ 緊急性がある事案への対応
- 支援会議は、支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではない。あくまで潜在的な相談者に支援を届けるために行うものであり、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うために開催するものである。

## 重層的支援会議

- 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議するところである。
- 具体的には、主に次の4つの役割を果たすものである。
  - ・ プランの適切性の協議
  - ・ 支援提供者によるプランの共有
  - ・ プラン終結時等の評価
  - ・ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討



# 支援会議（現在の福祉連携会議）

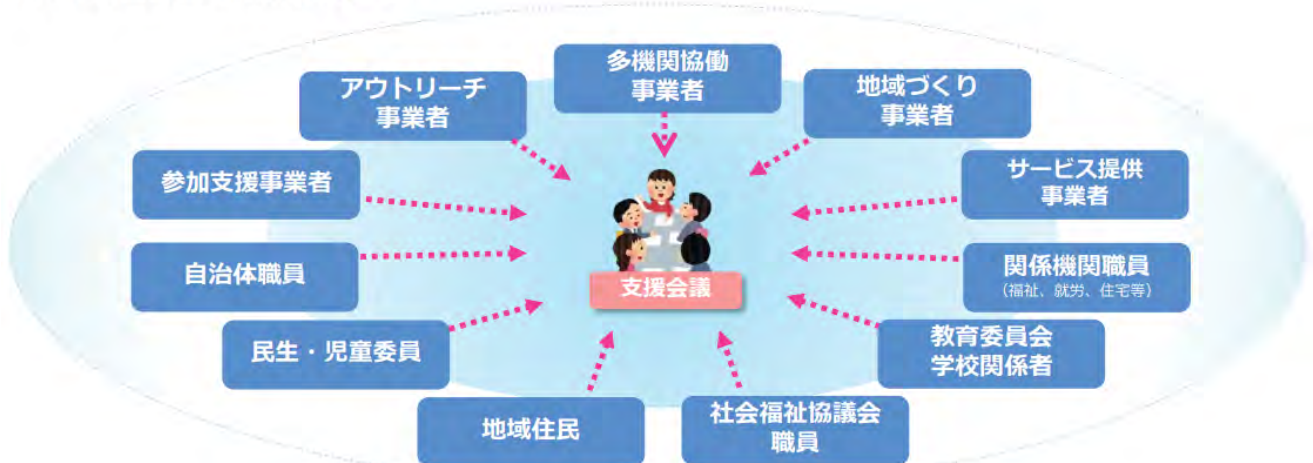
支援会議（法第106条の6に基づく個別ケース会議）

機関調整・開催案内は福祉企画室 会議進行管理は多機関協働（社協）

随時開催 本人同意不要 守秘義務あり

気になる事例の情報共有、見守りと支援方針の理解、緊急対応

（参考）支援会議の構成員のイメージ



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課  
重層的支援体制整備事業における各事業の支援フロー





# 重層的支援会議(現在は未開催)

## 重層的支援会議(プラン決定)

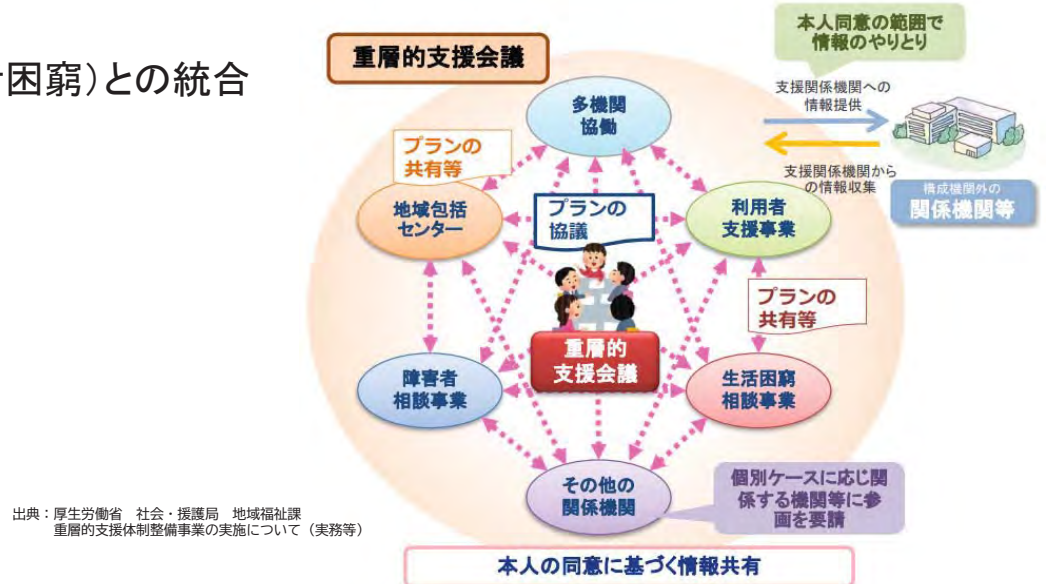
機関調整・開催案内は福祉企画室 会議進行管理は多機関協働(社協)

定期開催(毎月1回) 本人同意要

プラン策定時、再プラン策定時、支援終結の判断時、支援中断の決定時

## 検討課題

既存会議(生活困窮)との統合



# デジタル技術の可能性

## ・福祉現場における課題

包括的相談支援＝複雑なケースが増加する中「相談記録作業量」「関係機関との共有が不十分」など、経験豊富な職員への過度な負担

地域づくり＝地域の担い手が不足する中、安否確認など高齢者の孤立化

## ・デジタル技術の効果

包括的相談支援＝会話の自動テキスト化(文字起こし)、相談記録票作成サポート機能、クラウドによる記録票共有 など

地域づくり＝スマートスピーカーを活用した見守り など



多様なデバイス活用



クラウドサービス



スマートスピーカー

